

平成25年度第2回仙台市地域保健・保健所運営協議会 議事録

開催日時	平成25年10月30日(水)15時00分～16時30分
開催場所	仙台市役所本庁舎2階 第1委員会室
出席者	
委員 (五十音順・ 敬称略)	辻一郎(委員長) 青沼清一 赤坂和昭 朝間康子 岩沼徳衛 長田純一 片倉成子 北村哲治 志村祐子 鈴木秀博 高橋由美子 佃祥子(代理で千 葉専務理事) 芳賀雄樹(代理で千葉庶務課長) 橋本実 (欠席委員=赤塚 和子 安齋由貴子 嶋中貴志)
事務局	健康福祉局長 子供未来局長 健康福祉部長 保険高齢部長 保健衛生部 長 子供育成部長 衛生研究所長 青葉区保健福祉センター所長 宮城野区保健福祉センター所長 若林区保 健福祉センター所長 太白区保健福祉センター次長 泉区保健福祉センタ ー所長 保健衛生部参事兼生活衛生課長 健康福祉局総務課長 障害企画課長 障 害者支援課長 高齢企画課長 介護予防推進室長 保険年金課長 介護保 険課長 健康増進課長 感染症対策課長 子供未来局子育て支援課長 健康増進課健康増進係長 同課保健総務係長 他関係職員
次第	1. 開会 2. あいさつ 3. 委員紹介 4. 職員紹介 5. 議事 (1) 委員長選任 (2) 委員長職務代理者指名 (3) 受動喫煙防止対策ガイドラインについて (4) 第2期いきいき市民健康プランの計画期間の見直しについて (5) その他 6. 閉会

発言者等	
<開会> 進行	ただいまから平成25年度第2回仙台市地域保健・保健所運営協議会を 開催いたします。初めに本協議会の開催にあたりまして、仙台市側から ごあいさつを申し上げます。まず高橋健康福祉局長よりごあいさつを申 申し上げます。
<挨拶> 健康福祉局長	皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、先月9月の委員の改選後、初 めての開催となります地域保健・保健所運営協議会にお運びをいただき

まして、誠にありがとうございます。委員の皆様には日ごろより本市の健康福祉行政はもちろんのこと、市政の各般にわたりましてご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げたいと思います。

東日本大震災から2年半以上が経過をいたしました。被災者の中には既に生活再建に歩み出した方もおられる一方、依然として仮設住宅での生活を余儀なくされる方も数多くいらっしゃいます。

この間、仙台市は心のケアを含む健康支援策として、区役所の保健福祉センターによる家庭訪問や、被災者の孤立防止のためのさまざまな取り組みを行ってまいりました。今後、仮設住宅から復興公営住宅への入居が始まりますと、被災者の生活環境や人間関係というものが大きく変化をいたしまして、ときには不安やストレスとさらに高まって、新たな心の問題が生じることが懸念されるところでございます。

震災復興の加速化に伴いまして、ハード面の復興は目に見える形で進むと思われませんが、被災者の心の問題が置き去りにされてしまう心配がございまして。本市といたしましては改めて、心の復興なくして真の復興なしと、このことを念頭に置きながら、被災者の健康支援はもちろんのこと、市民の健康課題の解決に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えてございまして、委員の皆様におかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の協議会におきましては、懸案となっております、たばこの煙から市民の健康を守る対策として、分煙の取り組みを一步進めまして、不特定多数の方が利用する、公共的空間の禁煙を目指した受動喫煙防止対策ガイドラインの中間案素案を取りまとめたところでございまして。また、いきいき市民健康プランの中間評価と計画期間の見直しにつきましても、議題といたしております。

とりわけ本日の議題のうち、受動喫煙防止対策ガイドラインにつきましましては、いわゆる抵抗勢力というのがいることは確かでございますが、本市として方向性というものを確認をいたしまして、そのように進めていくこととしております。

今後、この協議会でのご議論をいただいたあと、パブリックコメントを行う予定にいたしておりますが、恐らく一部の愛煙家の方から反対の意見も出されると思いますが、仙台市といたしましては市民の健康を第一に考え、いささかもぶれることなく、受動喫煙防止対策を進めてまいりたいと考えてございまして。本日お集まりの皆様には、市民の健康づくりを進めるこの協議会の委員としてのお立場から、何とぞ忌たんのないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

	本日はどうぞよろしくお願いいいたします。
進行	続きまして、西城子供未来局長よりごあいさつ申し上げます。
<挨拶> 子供未来局長	<p>皆さん、こんにちは。私からも一言ごあいさつをさせていただきます。委員の皆様におかれましては、日ごろから本市の児童福祉・母子保健にご指導ご協力を賜っておりますことを改めまして感謝申し上げます。</p> <p>さて、子どもや子育て家庭の状況でございますが、少子化、それから地域の子育て支援力の低下などによりまして、子育て家庭が孤立し、母親の育児不安が大きな課題となっているところでございます。</p> <p>私ども震災後に各幼児健康診査におきまして、心と体の問診表による聞き取りを実施し、対象のお子さん、それから保護者の心のケアに関する相談を行ってまいりましたけれども、2年半経過した今でも、問診結果からは精神的な不安を訴える保護者の割合が、約20%となっておりまして、なかなか低下しない傾向が確認されているところでございます。</p> <p>本市ではこうした母親の不安を解消するために、地域における子育て拠点として、子育てふれあいプラザのびすくを設置いたしまして、親子がリラックスして過ごせるスペースを提供しておりますほか、各小学校区に整備しております児童館を活用いたしまして、乳幼児親子を対象とした幼児クラブや季節の行事などの企画実施、あるいは地域の方々がボランティアとして、子どもを預かるすくすくサポーター事業などを実施しているところでございます。</p> <p>それから育児不安から派生する課題といたしまして、児童虐待の問題がございまして、その防止にも重点的に取り組んでおるところでございます。特に虐待リスクが高いゼロ歳児対策を重視してございまして、家庭訪問等により、概ね生後4カ月までに、すべての乳児の状況把握を行うよう取り組みの徹底に努めているところでございます。</p> <p>さらに、思いがけない妊娠など、特に妊娠について悩みを抱えている方を対象といたしました相談窓口の開設や、周産期からの対策について検討する委員会も立ち上げるなど、早い段階からの取り組みを強化しているところでございます。</p> <p>今後とも医療・福祉・教育など、子どもに関わるさまざまな分野の方々と連携を一層強めながら、次の時代の仙台を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長でき、安心して子育てができる社会の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>そのためにも皆様方のご意見をいただきながら、各種の施策を進めてまいりたいと考えておりますので、これまで同様、ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。</p>

進行	本日の協議会は本年9月1日に委員任期が改まりましてから、初めての開催となります。ここで今期の委員としてご就任いただきました皆様をご紹介申し上げます。尚、恐縮ではございますけれども、委員の名簿順に紹介をさせていただきたいと存じますので、ご了解ください。 仙台市医師会副会長の青沼清一様でございます。
青沼委員	青沼です。よろしくお願いいたします。
進行	尚絅学院大学総合人間科学部健康栄養学科教授の赤坂和昭様でございます。
赤坂委員	赤坂です。どうぞよろしくお願いいたします。
進行	仙台市立鶴が丘中学校校長の朝間康子様でございます。
朝間委員	朝間です。どうぞよろしくお願いいたします。
進行	仙台市食品衛生協会会長の岩沼徳衛様でございます。
岩沼委員	岩沼です。よろしくお願いいたします。
進行	仙台歯科医師会会長の長田純一様でございます。
長田委員	はい、長田です。よろしくお願いいたします。
進行	宮城県栄養士会栄養ケア・ステーションエリアマネージャーの片倉成子様でございます。
片倉委員	片倉です。よろしくお願いいたします。
進行	仙台市薬剤師会会長の北村哲治様でございます。
北村委員	はい、北村です。よろしくお願いいたします。
進行	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科准教授の志村祐子様でございます。
志村委員	志村です。よろしくお願いいたします。
進行	仙台労働基準監督署次長の鈴木秀博様でございます。
鈴木委員	鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。
進行	若林区健康づくり区民会議委員の高橋由美子様でございます。
高橋委員	高橋です。よろしくお願いいたします。
進行	宮城県看護協会会長佃祥子様、本日は専務理事の千葉はるみ様に代理で出席をいただいております。
佃委員(代理で千葉専務理事)	よろしくお願いいたします。
進行	東北大学大学院医学系研究科教授の辻一郎様でございます。
辻委員	辻です。よろしくお願いいたします。
進行	宮城県警察仙台市警察部長の芳賀雄樹様、本日は庶務課長の千葉良一様に代理でご出席いただいております。

芳賀委員(代理 で千葉庶務課 長)	よろしくお願いいたします。
進行	仙台大学健康管理センター長の橋本実様でございます。
橋本委員	橋本です。どうぞよろしくお願いいたします。
進行	<p>そして本日はご欠席でございますけれども、仙台商工会議所の女性会副会長の赤塚和子様、宮城大学看護学部看護学科教授の安齋由貴子様、仙台市議会議員の嶋中貴志様にもご就任いただいております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして本日出席しております市職員を紹介させていただきます。先ほどごあいさつ申し上げました高橋健康福祉局長でございます。</p>
健康福祉局長	よろしくお願いいたします。
進行	西城子供未来局長でございます。
子供未来局長	よろしくお願いいたします。
進行	鈴木健康福祉部長でございます。
健康福祉部長	鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
進行	高橋保険高齢部長でございます。
保険高齢部長	よろしくお願いいたします。
進行	鈴木保健衛生部長でございます。
保健衛生部長	よろしくお願いいたします。
進行	小林衛生研究所の所長でございます。
衛生研究所長	よろしくお願いいたします。
進行	斎藤子供育成部長でございます。
子供育成部長	よろしくお願いいたします。
進行	岡崎保健衛生部参事兼生活衛生課長でございます。
保健衛生部参事 兼生活衛生課長	よろしくお願いいたします。
進行	大熊青葉区保健福祉センター所長でございます。
青葉区保健福祉 センター所長	よろしくお願いいたします。
進行	坂東宮城野区保健福祉センター所長でございます。
宮城野区保健福 祉センター所長	よろしくお願いいたします。
進行	赤井若林区保健福祉センター所長でございます。
若林区保健福祉	よろしくお願いいたします。

センター所長	
進行	安住太白区保健福祉センター次長でございます。
太白区保健福祉センター次長	よろしくお願いいたします。
進行	下川泉区保健福祉センター所長でございます。
泉区保健福祉センター所長	よろしくお願いいたします。
進行	<p>また関係課長が本日出席しております。お手元の市職員出席者名簿をご覧ください。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ここで本日の協議会の成立についてお知らせいたします。現在、半数以上の委員の皆様方に出席いただいておりますので、仙台市地域保健・保健所運営協議会条例の第5条の規定によりまして、本協議会は成立してございます。</p> <p>続きまして本日の会議に使用します資料の確認をお願いいたします。お手元の会議資料一覧のとおりでございます。資料1と資料2につきましては、委員の皆様方に事前にお送りしたものでございます。また資料1と資料2のほか、本日の配布資料といたしまして、第2期いきいき市民健康プランの概要版をお手元にお配りしてございます。資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは議事に入りたいと存じます。本日は委員の任期が改まりましたから初めての協議会となりますので、まず委員長を選任いただきたいと存じます。委員長は仙台市地域保健・保健所運営協議会条例の第4条の規定によりまして、委員の互選により定めることとなっております。皆様から委員長の選任につきましてご発言ございませんでしょうか。北村委員、お願いします。</p>
北村委員	今までの経歴を考えまして、辻委員に引き続き委員長をお願いしたいと思えます。
進行	ただいま、北村委員から辻委員をご推薦いただきましたが、皆様いかがでしょうか（異議なしの声）。辻委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは恐れ入りますが、委員長席にお移りいただきたいと思えます。それではここで委員長からごあいさつをちょうだいしたいと存じます。辻委員長、よろしくお願いいたします。
辻委員長	<p>今期も委員長を務めさせていただきます。辻です。どうぞよろしくお願いいたします。今回の改選で新たに委員にご就任された方もいらっしゃいますが、引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>震災後の復興が進む中で、刻々と姿を変える問題、あるいは社会情勢</p>

	<p>の変化、そして多様な市民ニーズに応えるべく、地域保健・保健所に求められる役割はますます多岐にわたっております。そしてその1つ1つが、大変重要なものとなっているのではないかと考えています。</p> <p>それぞれの地域課題の解決に向けたアプローチにつきましても、例えば本日の議題となっております受動喫煙防止を取り上げてみましても、ガイドラインのような市民や事業者に対して理解と協力を求めていくようなもの、あるいはそれぞれの意識を高めていく取り組みでありますとか、公共の場での環境づくりを中心に、たばこをやめたい方の禁煙支援など、多面的な対策が求められるわけであります。</p> <p>こうしたことから、本協議会の果たすべき役割は大変大きいものだというふうに考えてございます。各専門分野におきましてご活躍の先生方、委員の皆様とともに、知恵・アイディアを出し合いながら、仙台市の地域保健・公衆衛生の取り組みについて、協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
進行	<p>ありがとうございました。これからの議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
辻委員長	<p>はい、それでは議事を始めたいと思います。どうぞ、委員の皆様方、よろしくお願いいいたします。では議事の2つ目ではありますが、委員長職務代理者の指名ということでございます。仙台市地域保健・保健所運営協議会条例第4条第3項の規定によりまして、委員長である私が職務代理者を指名することとなっております。</p> <p>私といたしましては、前の任期に引き続きまして、青沼委員にお願いしたいというふうに思いますけれども、青沼先生、そして皆様よろしいでしょうか（異議なしの声）。はい、それでは青沼先生、どうぞよろしくお願いいいたします。こちらの職務代理者席にお移りください。お願いいいたします。</p> <p>続きまして議事録署名人につきまして、私のほうから指名させていただきます。今回の議事録署名につきましては、朝間委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしいでしょうか。</p>
朝間委員	<p>はい。</p>
辻委員長	<p>よろしくお願いいいたします。それでは次の議事に移りたいと思います。議事の3、受動喫煙防止対策ガイドラインについてということになります。まず事務局からご説明いただいた上で、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますので、まず事務局から説明をお願いします。</p>
健康増進課長	<p>健康増進課斎藤でございます。私から資料1に基づきまして、仙台市受動喫煙防止対策ガイドラインにつきまして、ご説明いたします。</p>

表紙にガイドラインの中間案（素案）と記入してございますが、本日も審議いただきましたあと、検討いたしまして、中間案を策定いたします。その後、広く市民の皆様からご意見を頂戴するということを考えており、パブリックコメントの準備を進めまして、最終案を策定したいと考えております。

その最終案につきまして、第3回地域保健・保健所運営協議会にてご審議をいただきまして、年度内に完成する予定としております。

目次をご覧ください。3章で構成しております。第1章では基本的な考え方や受動喫煙防止の必要性を記載しております。第2章では仙台市の受動喫煙防止対策の目指す姿として、施設等の特性に応じた対策を分類いたしまして、施設管理者の役割等を記載しております。第3章では対策を推進するにあたりまして、受動喫煙防止の環境づくり、成人の喫煙率の減少、次世代の健康の確保、これを3つの柱として関係者が連携して取り組んでいくことといたしました。最後に参考として受動喫煙防止に関する世界や国の動き、本市の取り組み経過を記載してございます。

では、1ページ目をご覧ください。ガイドライン策定の背景についてでございます。国では平成15年施行の健康増進法により、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない、としております。また平成22年の通知では、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙とすべき、との基本的な方向性が示されまして、24年7月の告示、「健康日本21（第2次）」では、受動喫煙防止に関する具体的な数値目標が示されるなど、さらなる対策の徹底が求められてきているところでございます。

このような中で本市におきましては、平成14年に策定しましたいきいき市民健康プランの重点分野として、たばこと健康を掲げて、分煙の取り組みを進めてきたところですが、しかしながら、近年の国の動きを踏まえまして、一層の対策推進のためにこのガイドラインを策定することといたしました。

ただいまご説明いたしました国の取り組み経過や、通知の内容につきましての詳細は19ページから21ページ、本市の取り組み経過は22ページに記載してございますので、後ほどご高覧いただければと思います。

2ページをご覧ください。本市の基本的な考え方といたしまして、受動喫煙による健康影響を防止するという、疾病予防の観点からこれまでの分煙の取り組みから、対策を強化してまいりたいと考えております。このガイドラインは規制を目的としているものではなく、対策の目指す

姿を示すことによって、市民の皆様や関係者の皆様と一体となった取り組みを進めていくための、文字どおりガイドライン、指針というふうに位置づけてございます。

3 ページをご覧ください。受動喫煙防止の必要性についてでございます。他人のたばこの煙を吸わされる、ということを受動喫煙というふうに定義づけてございます。たばこの煙には約 60 種類以上もの発がん物質も含まれておりまして、主流煙と副流煙がでございます。既に皆様ご承知のとおり、実は主流煙よりも副流煙のほうが、有害物質の含有量が数倍から数十倍高いことがわかっています。

対策として重要なのは、受動喫煙で吸い込む煙である副流煙であるということに記載しました。もちろん主流煙のほうはフィルターを通して吸っていますけれども、頻度が高いです。主流煙を吸っているほうが健康への影響は高いということはいまでもございませぬ。

4 ページ（2）喫煙者本人の喫煙による健康影響についてでございます。既にさまざまな科学的知見に基づきまして因果関係が確立しておりますように、喫煙は、さまざまながん、循環器疾患、呼吸器疾患などの原因となっております。

日本では、成人死亡の決定因子の第 1 位は喫煙とされております。ここでは代表的な疾病として慢性閉塞性肺疾患、いわゆる COPD の原因は、90%がたばこの煙によるものであるということが言われておりますので、これについて説明をいたしております。そして妊娠・出産等周産期の影響につきましても、詳しく記載いたしました。

（3）受動喫煙による周囲の人への健康影響についてでございます。こちらでも代表的な健康影響としては肺がんや心筋梗塞が挙げられております。また妊婦や乳幼児、子どもへの健康影響についても記載をいたしました。5 ページをご覧ください。たばこによる健康影響が全身に及ぶことを示した図がでございます。

6 ページからは第 2 章、受動喫煙対策の目指す姿でございます。初めに受動喫煙防止対策の種類といたしまして、敷地内禁煙・屋内禁煙・完全分煙・不完全分煙の 4 つを分類しております。7 ページは施設等の利用目的などに応じた対策の目指す姿を整理した表でございます。こちらの施設等は、健康増進法第 25 条に規定された受動喫煙防止対策を取る対象施設となっております。

①の子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設のうち、児童施設や学校は敷地内禁煙を目指し、医療機関や大学等につきましては、敷地内禁煙、または屋内禁煙を目指す姿といたしました。②の官公庁施設

としましては、特に仙台市が設置し、管理している、いわゆる市立施設につきまして、率先して敷地内禁煙、または屋内禁煙に取り組むことといたしました。

③の上記以外で多数の者が利用する施設につきましても、将来的には敷地内禁煙や屋内禁煙が望まれますが、事業所や飲食店などの事情により、すぐに禁煙とすることが極めて困難な場合には、当面完全分煙とする対策を取るような明記もいたしております。また屋外であっても、子どもの利用が想定される公共的な空間につきましては、受動喫煙防止の配慮をすること、また合わせて事故防止やマナーアップの視点でも記載をいたしております。

(2)の施設管理者の役割でございます。受動喫煙を防止するために、必要な措置を講ずるように努めなければならないとされております。具体的な施設ごとの対策に関する説明につきましては、8、9ページに記載してございます。

10ページは屋外に喫煙場所を設置する際の注意点でございます。分煙から屋内禁煙に対策を進めていくにあたりましては、場合によっては屋外に喫煙場所を設置する必要があるとございます。たばこの煙は無風の状態で、半径7メートル以上にも及ぶとされていますことから、屋外の喫煙場所は出入口や窓、非喫煙者が通る場所、子どもがいる空間などから十分に離すような配慮が必要であるということに記載いたしました。

これまで進めてまいりましたけれども、分煙という対策には限界があるということが指摘されておりますので、11ページに記載いたしました。完全分煙の喫煙室の中で吸っている喫煙者本人の受動喫煙も問題となりますし、疾病のリスクが高まってしまいます。また、退出時に人と一緒に屋外にたばこの煙が流れ出てしまうこと、ドアのフイゴ作用などのために空気の取り入れ口などから煙が押し出されていること、そして三次喫煙といわれるものですが、喫煙者の肺に充満したたばこの煙が、吸い終わった後も数分間は呼気に含まれていることなどが言われております。そういった点も最近の情報として記載をいたしております。

12ページからは、第3章、受動喫煙防止対策の推進の3つの柱について記載いたしました。1つは受動喫煙防止の環境づくりでございます。受動喫煙防止を進めるまちづくりのためには、市民、関係者、そして私ども市の第三者が、それぞれの役割を主体的に果たしながら、一体となった取り組みをしていくことが重要と考えております。

初めに(1)の市民の皆様の役割についてです。個人や家族でできる受動喫煙防止の取り組みの例を挙げまして、多くの人を利用する場所や

公共的な空間での喫煙防止についても、地域ぐるみで取り組んでいただくことが大切といたしました。

13 ページ（2）の関係者や関係団体の役割についてでございます。対象となる施設等の施設管理者の方や関係者におかれましては、それぞれの施設の目指す姿に応じた取り組みを主体的に進めていただくことが大切と考えて記載してございます。

14 ページは市の役割についてでございます。推進の3つの柱すべてにおいて、関係者の取り組みと協力、連動させながら、受動喫煙防止の必要性について情報発信し、正しい知識や適切な健康行動に関する啓発に努めてまいりたいと考えております。特に環境づくりにつきましては、市立施設の敷地内禁煙、または屋内禁煙に向けて、率先して取り組んでまいります。

また、施設の関係者や、働く市民の健康づくりネットワーク会議を構成しています職域関係団体の皆様とも連携し、事業所や飲食店などの受動喫煙防止対策について働きかけてまいります。たばこをやめたい人への禁煙支援につきましては、引き続き、各区保健福祉センターや各総合支所において行ってまいります。また、未成年や妊産婦の喫煙防止につきましては、若い世代や妊産婦、子育て中の保護者、親御さんへ母子保健事業等の機会を捉えて、啓発してまいりたいと考えております。

15 ページは、2つ目の柱である成人の喫煙率の減少についてでございます。本市が平成21年度に実施いたしました市民健康意識調査では、市民の喫煙率は18.8%で、そのうちの約35%の方が禁煙を希望していらっしゃいました。このようにたばこをやめたいという人が多数いらっしゃいますので、この方々の禁煙をサポートしていくために、禁煙外来のある医療機関における禁煙治療についても周知してまいります。そして禁煙支援を行っている薬局の情報も提供していくなど取り組んでまいりたいと思います。

16 ページは、3つ目の柱である次世代の健康の確保でございます。（1）の未成年期からの喫煙防止についてでございます。未成年期からの喫煙は健康影響が非常に大きく、がんや死亡のリスクが増加されるとともに、なかなかやめにくくなる状況におかれます。既に学校教育におきましては、たばこに関する正しい知識を持ち、適切な健康行動を取ることができるような防煙教育を行っておりますが、こういったことに加えまして、周囲の環境づくりとして、家庭や社会が一体となった取り組みの大切さを記載してございます。

具体的には親が禁煙ができないという場合には、子どもの見ている前

	<p>では吸わないことや、乳幼児の事故防止の観点からも取り組んでまいりたいと思っております。(2)の妊産婦の禁煙支援・喫煙防止についてでございます。既に4ページにも記載しましたが、妊娠中や授乳中の喫煙はさまざまなリスクとなります。これを回避するために、妊産婦や授乳中の禁煙について啓発をするとともに、出産後、どうしても育児ストレスなどから再び喫煙を開始することもございますので、それを防止するために、周囲のご理解なども重要な取り組みであるというふうに説明を加えてございます。</p> <p>17ページ以降は世界の動きや、国の取り組みの経過、本市の取り組み経過についてまとめてございますので、後ほどご高覧願います。</p> <p>以上で、仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン中間案素案の説明を終わります。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ただいま事務局から受動喫煙防止対策ガイドラインの中間素案についてご説明いただきました。この受動喫煙防止につきましては、この地域保健・保健所運営協議会でも議論されておりましたし、また先ほどの局長のごあいさつでも、抵抗勢力もいるけれども、我々は微動だにしないという非常に心強い言葉がございましたけれども、それも含めまして、委員の皆様方からご質問ご意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。はい、長田委員、お願いします。</p>
<p>長田委員</p>	<p>私、この受動喫煙防止大賛成でございます。ですからこのガイドラインが適切に仕上がることを望んでいるんですが、やはり根拠となる数字等をもう少し載せたり、検討したりしたほうがいいのかと思います。4ページの喫煙による健康影響という欄に5行ほど書かれておりますけれども、この因果関係が確立されているのは確かなのですが、この辺をもう少し具体的に記載されてもいいのかなと思います。それから次のパラグラフの、日本人の成人死亡の決定因子は1位とされ、年間13万人が亡くなっている、とあります。</p> <p>この表記ですと喫煙が原因で13万人亡くなっているというふうに思われる方がいると思うんですが、実際は、元を調べると、亡くなった方のうち、喫煙と関係しているのが13万人という意味なのではないでしょうか。表記が少し誤解を受けるような感じに受けたのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>これは私からお答えしてよろしいですか。実は事務局の方からご相談を受けて、事前に私もアドバイスさせていただいていたので、その経緯をご紹介したいと思うんですが、まず、2つ目のご質問で、この4ページの第2パラグラフ、日本の成人死亡の決定因子第1位は喫煙とされ、</p>

	<p>年間約 13 万人が亡くなっています、というのは、本来の死亡原因というのは、がんや心筋梗塞などということになりますけども、それではがんの原因はとなると、生活習慣なんだということで、生活習慣に置き換えて死亡原因として出すやり方が今世界的に行われていまして、それは日本版として、日本人のデータにあてはめてみると、第 1 位が喫煙で、喫煙が原因でがんでありますとか、心筋梗塞、脳血管疾患含めまして、それぞれの病気のうち、何%がたばこによるかということを経算できますので、それを当てはめると 13 万人ということになります。これは学術誌に掲載されていますので、引用をつければ問題ないかと思えます。ちなみにこの文言とその根拠となるグラフは、健康日本 21 の第 2 次の参考資料集にも出ておりますので、それをそのまま引用したという形になります。</p> <p>それから、最初のご質問ですが、これは数字を出すか出さないかということで、実は事務局の方からは出したほうがいいんじゃないかということをおっしゃいました。しかし、その根拠となるデータがかなり信頼できるものから、弱いものまでありまして、そこを出すと、逆に反対勢力から数字のところを突かれると、それでかなり不毛な話になるんじゃないかなと思えます。実は厚生労働省もこのあたりのガイドラインを出したときは、こんな感じでさくっとしてしまっていて、あまり具体的な数字を言及すると、その解釈をめぐってとか、いろんな議論になってしまいますので、厚生労働省も割とこのような、疾患を列挙する形で終始していますので、それはならなかったほうがいいのか、そのほうが無難ではないかと思っておりました。</p>
長田委員	<p>ご丁寧なご説明ありがとうございました。私自身がこのデータに関しては、半分素人のような立場なのですが、こういう記載のされ方は、私今調べながら説明しているんですけど、確かに載っております、因子としてはそういったことは考えられるでしょうけど、死亡原因としては、がんが約年間 30 万人ということですよ。その数からすると、「えー、喫煙で 13 万人もか」というふうに思ってしまう人がいるんじゃないかっていうふうに、懸念したものですから、この決定因子というところの表現に仕方について一般市民にわかりやすい表現にしたほうが良いと思います。</p>
辻委員長	<p>ありがとうございます。そうですね。そここのところ事務局で検討していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。多分、パブリックコメントでもこの辺のところ結構来ると思えます。よろしくお願ひします。はい、片倉委員、どうぞ。</p>

片倉委員	<p>栄養士会の代表の片倉です。資料の 23 ページ、次世代の健康の確保という部分で、防煙教育に積極的に取り組む学校の増加とあります。ここで数値が示されていないので、状況はどうかということをお伺いしたいと思います。</p> <p>私、登米市の人間で、登米市の行政の栄養士として活動してきました。16 ページにも、小学 6 年生と中学 3 年生に対して、防煙教育をしているということが書かれていますが、小学 6 年生と中学 3 年生にターゲットを置いたということも、合わせてご説明いただければと思います。より早い 4 年生あたりから行ったほうが効果的ではないのかと。子どもたちが家に帰って、親にこういうことを学んで来たよと、お父さん、お母さん、たばこはやめてほしいよと素直に話すと、親として子どもから言われるのはすごい辛いということでやめたという経過がたくさんあったので、ご検討いただければなと思いました。よろしく願いいたします。</p>
辻委員長	はい、事務局いかがでしょうか。
健康増進課長	<p>どうもありがとうございました。教育局健康教育課からの資料等によりこの内容を検討いたしました。23 ページの統計は、小学校 6 年生と中学校 3 年生につきましては、学習指導要領の中ですべての学校で教えるべき内容として含まれた経過があります。このため、目標値を全市立の小中学校で実施という表記にしております。</p> <p>第 2 期の目標値につきましては、まだ後期の分を策定してございませんので、仙台市の目標値を入れておりません。それから 16 ページにございます小学校 6 年生と中学校 3 年生のときに、さまざまな対処法なども学んでおりますという、この表記に関してのご意見ですが、こちらのほうも健康教育課に確認しましたところ、より積極的にやはりもっと早い段階から取り組んでいる学校も増えている状況とのことです。ただ、その詳細について、本日データ等は持ちましてございませんので、よろしいでしょうか。</p>
片倉委員	はい、ありがとうございます。
辻委員長	はい、橋本委員、お願いします。
橋本委員	<p>22 ページに、平成 15 年 8 月から歩行禁煙モデルストリートというのが出ているんですが、この立て看板が一番町と広瀬通の角のところに立っています。よく見ていると、その看板を出しているのは健康増進課ではなくて、仙台市の市民生活課が出しているんです。それを見ると、結構広い範囲が歩行禁煙を推奨するというふうに出ています。</p> <p>せっかくそういうのがあるので、もう少し市民にアピールして、歩行喫煙を禁止できるようなところを盛り込めないかなと思います。</p>

	<p>さらに最近、自転車の通行を指導している方がいます。ああいう方を利用して、歩きたばこしている人も一緒に注意してもらうとか、そんなことができれば、かなり効果が生まれるのではないかなと思いますので、ご一考いただけないかと思います。</p>
辻委員長	<p>はい、ありがとうございます。この 22 ページの仙台市の取り組みですが、今、橋本委員からご提案いただきました。ほかにこういうことも考えたらどうだというようなご提案とかあったら、ご提案いただければと思います。この会議内だけではなくて、何かそういった施策の提案のようなことをしていただければよろしいかと思います。はい、高橋委員、どうぞ。</p>
高橋委員	<p>若林区民会議では、荒町ですと歩行禁煙ストリートキャンペーンというのをやっています、年 1 回、期間中の初日と最後に委員の方や有志の方、地域住民のお店の方や、学区内にある文化服装学園の生徒さんたちで、区民会議のジャンバーを着まして、歩行禁煙ストリートキャンペーンの吸殻拾いにも参加していただきました。去年 1 回休んだ時に「もうしないんですか」と言われました。それから、歩行禁煙のたばこは害ですよというのを長年、荒町小学校の児童にご協力いただいて、ポスターをお店の前に貼ったり、区役所のロビーに貼ったりしてもらっています。</p> <p>ついこの間、受動喫煙のポスターを学区内の小学校に呼びかけ、健康祭りで皆さんの前で発表するという、地道な活動をしました。私も一番町で立て看板を見ましたが、看板だけではちょっと弱いかなと思います。行動的な、地道な、小さなところから始めていけば、大分皆さんに浸透していくのではないかなというふうに考えております。</p>
辻委員長	<p>はい、ありがとうございます。ほかにどなたかそういったご意見や取り組み、ガイドラインについてのご感想などございませんでしょうか。皆さんのご意見を待っている間に、私から一言言いますと、今のこの歩行禁煙の関係です。</p> <p>J R の仙台駅西口を出ますと、喫煙ゾーンがあり、あそこで皆さんモーモーと吸っていらっしゃるんですけど、なかなか今、大都市の駅を降りてすぐのところに喫煙所が、しかも青空であるっていうのはちょっとないような気もするんですけど、いかがでしょうか。その辺も今後、仙台市のあり方としていかがなものかなというふうにも思います。こういう機会に、皆さんのご意見をいただきたいと思うのですが、ほかにございませんでしょうか。</p> <p>大学の禁煙ということでは、東北大学はすべてのキャンパスが敷地内</p>

	<p>禁煙になっております。星陵キャンパスは道路を渡ればたばこが吸えるという言い方をする人もいて、しばらくそういう問題もありましたが、今ほとんど周りもきれいになってきています。</p> <p>青葉山みたいに非常に広いところでも完璧に禁煙になっています。東北大学は禁煙にしているんですが、今日も尚絅学院大学、東北福祉大学、仙台大学の先生方いらっしゃいます。いかがですか。赤坂委員、いかがですか。</p>
赤坂委員	<p>本学でも敷地内は禁煙ということになっているんですが、やはりたばこを吸う学生も多少いるので、卒煙支援室、卒煙を支援するような形で、少しずつやめていくという運動をしているところです。なかなかゼロにはならないですが、卒煙を進めております。</p>
辻委員長	<p>キャンパスの中では吸ったりしているんですか。</p>
赤坂委員	<p>こそっと吸っていたりすると、いろいろと困ることが起こります。大学周辺が住宅地なものですから、学外に出てたばこを吸うとか、また、小学校も近いので、通学路で吸うのはまずいだろうということがあります。完全に隔離してしまうと隠れて吸われたりということが非常に困るので、卒煙を支援し、指導しながらという形で進めています。</p>
片倉委員	<p>現在、尚絅学院大学の健康栄養学科以外の他学科の学生に健康講座を教えていまして、このたばこを吸うことの害ということで、1コマ持っています。私の講義を167名受けています。1年生で単位を取らなかった学生、4年生も3年生もちらほりますが、1年生が大半です。</p> <p>やはりたばこの恐さ、吸うことの害について伝え、歯周疾患、歯肉増殖についても合わせてお話ししますと、たばこというのは怖いんだと、吸わないようにしようという感想を持つようです。仙台市は学生も大変多いので、そういったことのキャンペーンや、先生たちの協力というのもすごく効果があるのではないかと感じました。</p>
辻委員長	<p>志村委員、東北福祉大は、いかがですか。</p>
志村委員	<p>東北福祉大学は国見キャンパスと、それから仙山線の駅前のステーションキャンパスと、主に2つのところに学生が多くいるんですが、ステーションキャンパスに関しては敷地内完全禁煙になっております。ですので、学生は向かい側のコンビニに駆け寄って行き吸っているというところがあります。それから国見キャンパスは敷地外のところと、それから敷地内も段々狭めてきて、今、1カ所だけ喫煙所を外に設けております。</p> <p>それからたばこの害についてのポスターなどはあちこちに貼っておいているということです。健康科学部もできておりますので、徐々にと</p>

	<p>ということではありますが、特に卒煙支援でという取り組みまではいっておりません。</p>
辻委員長	<p>仙台大学はいかがですか、橋本委員。</p>
橋本委員	<p>本学も3年前から敷地内全面禁煙にしていますけども、隠れて吸う学生や、それから敷地外に出て吸ってくるので、周りからクレームが入ったり、やはりそういう状況はあります。学内では世界禁煙デーに合わせて、いろんなキャンペーンやったり、ポスターを貼ったりとか、いろいろ授業でも当然その話はしていますが、学生よりも教職員のほうが、なかなか禁煙できないということが強いです。</p> <p>学内で教職員に吸われてしまうと、学生への示しもつきませんので、そここのところをどうやってクリアしていくかっていうほうが、すごく問題です。また、健康管理センターで禁煙のための服用薬を紹介したりということもしています。</p> <p>ストレスがかかると吸ってしまう先生がいて、なかなか禁煙にたどり着けないようです。10人ぐらいにその禁煙のプログラムを紹介して2人ぐらいやめましたけども、やはりまた再開してしまったりということがあるようです。</p> <p>敷地内に喫煙所つくろうと思っていろいろ調べたら、結構高いんですね。駅のプラットフォームにあるようなタイプの、フィルター付きの喫煙場所つくると、何百万ってかかるようです。意外とこういうものはすごく高くて、なおかつそのフィルターを交換するにも定期的にお金がかかるので、ああいうものをつくれればいいじゃないかって言っても、結構なお金がかかるので、なかなかうまくいかないものだなということを感じているところです。</p>
辻委員長	<p>はい、ありがとうございました。意外にと言うか、大学は敷地内禁煙はほとんどもう標準的な感じなんですね。こういうことも通じて、若い子の健康づくりっていうのは親元を離れて、一人で暮らす時期に、いい習慣をつけさせるかどうかで、将来が決まってきます。たばこいうことを1つの切り口にしながら、栄養なども一緒に入れて、大学は授業で結構教えていると思います。専門学校にもそういうアプローチ考えていただいてもいいかもしれませんね。</p> <p>ほかに何かご意見などございませんでしょうか。薬剤師会、歯科医師会、医師会、また看護協会の委員の皆様、それぞれのお立場からご発言いただけませんか。</p>
北村委員	<p>薬剤師会では、この学校での子どもたちへの防煙の教室に協力をさせていただきます。それから、間近にあるんですけれども、11月の</p>

	<p>9日、10日、メディアテークで薬物乱用と防煙のキャンペーンのイベントを組みまして、市民の皆さん方に喫煙と防煙ということを訴えていく計画もございます。以上です。</p>
辻委員長	<p>ありがとうございます。</p>
長田委員	<p>たばこの害に関しては、先ほど栄養士会の委員がおっしゃられたように、歯周病との関連はかなり濃厚だというふうにいわれておまして、主にニコチン作用に伴う血管収縮が起こり、歯肉が線維化するというところで、なかなか炎症が治ってこないというところに起因します。</p> <p>実際問題として、我々が患者さんにお話しする際、やはり嗜好品という意識が強くて、「だからやめなさい」というふうにはなかなか言いづらい現状がありますが、そういう害があるということの情報提供はもちろんします。</p> <p>しかし、結局そう言って吸い続けられる方というのは、やはりそれまでの歴史がかなりありまして、先ほどのお話のように、若いころからそういった習慣を続けられている方に対しては、なかなか難しい問題があるなというふうに思います。</p> <p>このガイドラインに関しても、そういった方が何で吸うかという話になると、どうしてもストレスを感じて吸うというようなケースも多く、ただやめるという形のやめ方の支援方法は記載されていますけど、そういったストレスといいますか、その人全体に対する支援のあり方にも少し踏み込みがあってもいいのかもしれない。しかし、それが入ると相当膨大な話になりますので難しいなというところです。</p> <p>ちなみに自分の歯科医院は屋内禁煙にしております。また、歯科医師会館も館内禁煙ということなんですが、入り口近くの路上で皆さん、夜はホテルの灯のように吸っておられるというのが現状でございます。</p>
佃委員(代理で千葉専務理事)	<p>看護協会としての取り組みは特別しておりませんが、医療機関での、もちろん看護協会も含めてですが、敷地内禁煙というのは、特別な精神科とか以外は、表向きは大体敷地内禁煙へ進んできているんだろうと思います。</p> <p>今回のガイドラインを見せていただいて、一番問題なのはやっぱり職場なんだろうなと思います。多分行政もそこらへんは手が出しにくい分野ではあるけれど、やはりこのデータを見ましても、やっぱり職場の働き盛りの男性の禁煙ということ、どうやって進めていくかというところが一番大きいのかなと。職場に対して何か後押しするような施策がないと、なかなかその辺は、縮小はしていかないのかなと思いつつ聞かせていただきました。</p>

<p>青沼委員</p>	<p>私のところの医院も禁煙指導の届出をして、毎年10人ぐらいの禁煙指導の処方箋を出したりしていますけども。かく言う私もたばこをやめて30年になるんですが、以前はたばこがやめられないのは、日本では昔から3つの先生が吸っているからとあって、医者・学校の先生、そして議員の先生。この3つの先生が吸っているうちは、まず日本から受動喫煙はなくなるだろうとはいわれていました。</p> <p>受動喫煙防止の義務が規定された健康増進法という法律ができて、10年も過ぎて、まだこんな状態ということは何が悪いかということをお考えますと、たばこが健康に悪いっていうのはもう吸っている本人が一番知っていると思うんですね。では、何が必要かと言ったら、やはり行政の指導をもっと徹底的にしないとだめだと思うんですね。</p> <p>抵抗勢力、抵抗勢力っていうけども、そう言っていたらもう何十年経ったって、絶対に今の状態から抜けられないと思うんです。特に飲食店、昼間も中に入ってから気がつく、分煙なんかやっていないところが結構あるんです。そういうところをどういうふうに指導するかということがまず1つと、それから、そういう飲食店の入り口に、うちは分煙をしていませんという表示をしろとかね、もうそのぐらいにまで徹底してやらないと。法律で義務が規定されているんですけど、この義務を果たしていないのは法律に違反しているわけだから、もっと行政のほうで考えて、しっかり対応してもらいたいと思います。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、確認させていただきます。</p> <p>まず7ページの2の(1)施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿という部分で、施設として①、②、③、それから屋外と、目指す姿としていろんな種類が書いてありますけれども、基本的にこれでよろしいということよろしいですか。</p> <p>次に、今回のご意見まとめますと、4ページのところの喫煙による健康影響の最初のところを、もう少しわかりやすくということと、正確さを記すようにということという話が1つです。</p> <p>また、7ページのこの目指す姿についてはこれでご了承いただいたということ。</p> <p>それから対策にかかること、各主体の役割ということについて、これはそれぞれ考えていかなければいけないと思うんですが、もう1つ仙台市の施策というところ、22ページに仙台市の取り組みということが書いてあるんですが、これについては、これまでの話ですので、改正はなく書きぶりとしてはこれでよいと。今後の対策のあり方として、歩行禁煙</p>

	<p>のモデルストリートのゾーンの拡大ですとか、あるいは仙台市の駅前のペDESTリアンデッキの喫煙ゾーンですとか、青沼委員からもご意見いただいたように、その取り組みを強化せよというようなご意見が今日たくさんあったということで、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この議題についてはここまでにして、本日いただいたご意見を基に事務局で修正していただいて、その後パブリックコメントにかけるということでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは次の議題に移りたいと思います。議事の4、第2期いきいき市民健康プランの計画期間の見直しについてということにつきまして、事務局からご説明をお願いします。</p>
健康増進課係長	<p>健康増進課福本と申します。資料2をご覧ください。図の上段は平成24年に告示されました国の健康づくり計画にあたる健康日本2 1（第2次）とその計画期間を表わしています。ご覧いただいておりますとおり、平成25年度より平成34年度までの10年間の計画で、平成29年度に中間評価を行い、後期計画に生かすこととしています。</p> <p>尚、健康日本2 1（第2次）については、平成24年度第2回の当協議会の中で、辻委員長より詳しく解説をいただきました。その中で国の健康づくりの指標と仙台市の健康づくりの指標との違いはあっても、目指す姿や向かう方向性については共通する点が多いということで、委員の皆様にもご了解をいただいておりますことを補足させていただきます。</p> <p>次に、図の中段に記載されております、仙台市の現行の第2期いきいき市民健康プランについては、国の計画に先駆けて策定したもので、計画期間は平成23年から32年度までの10年間としておりまして、平成27年度に中間評価を行うこととしておりました。</p> <p>一番下の段にありますように、今後本市の計画では国の中間評価や、他の都市との比較も重要となることから、中間評価を平成29年度、さらに後期計画も国に合わせ、平成34年度までと、計画期間を見直したいと考えております。以上で説明を終わります。</p>
辻委員長	<p>はい、ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたように、第2期いきいき市民健康プランの計画期間、これは下の現行の平成27年に中間評価を行って、後期計画については、28年から32年ということが当初の計画だったわけでありまして、見直しといたしまして、中間評価の時を2年遅らせて平成29年、そしてその後5年間、平成30年から34年まで後期計画を行って、国の後期計画の終了と合わせるということでありまして、これにつきまして、委員の皆様方から</p>

	何かご意見ご質問ありますでしょうか。はい、長田委員お願いします。
長田委員	国と合わせることについては異論はありません。数値目標については期間が延長する分、何か変更ございますでしょうか。数値目標をもう少し発展させるとかそういった計画はありますか。
健康増進課長	昨年度の第2回目のこの地域保健・保健所運営協議会のときに、国の評価の項目とそれから仙台市で持っております健康づくりの指標の項目を突合せましたものをお示ししましたとおり、本市が10年、平成14年からずっと大切にしてきた経過がございますので、そういった大事な項目についてはそのまま残しつつ、国のほうで新たに出てきた指標につきまして、検討した上で取り入れたり、参考値として明記をしていくということで考えてございます。
長田委員	重点分野等の基本目標の項目ではなくて、今、平成32年を目途に設定している数値目標について、2年期間が延長されるわけですから、もう少し欲張った数値目標を考える予定でしょうか。
健康増進課長	計画を延長するにあたりまして、後期の計画を検討する際に、目標値の見直しをしてみたいと思っております。
辻委員長	ほかにご質問ご意見ございますでしょうか。これにつきましても、お認めいただいたということですのでよろしいでしょうか。 本日の議題は以上でございます。最後にその他ということがありますけれども、委員の皆様方、あるいは事務局から何かありますでしょうか。はい、どうぞ。
健康増進課長	それでは事務局のほうから1点連絡でございます。第3回目の協議会を平成26年の2月ごろに予定をさせていただきたいと考えてございます。内容につきましては、この受動喫煙防止対策ガイドラインの最終案もお示ししつつ、いきいき市民健康プラン全体の進捗状況についてもご審議いただきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。
鈴木委員	仙台労働基準監督署なんですけど、実は先ほど委員の先生方のほうからもお話あったんですが、受動喫煙防止対策にかかる行政としての、何かそういう助成金などはないかというお話があったんで、若干ご紹介させていただきます。 受動喫煙防止対策助成金のご案内ということで、宮城労働局にも事業者向けのパンフレットがあります。事業所向けにそういう制度があるということで、基本的には中小企業事業主が主体です。これまでの助成金制度を改正し対象業種も拡大しております。 助成金として該当するものに関しては、例えば先ほど委員からも話が

	<p>出ましたが、喫煙室と喫煙ルームなどを設けたいといった場合の改修する工事費とか、その辺につきまして、一部ではありますけれども助成するというので、上限は200万円です。</p> <p>それと合わせまして相談支援業務があります。これは相談無料なんですけれども、例えば喫煙室内の設置の仕方、また浮遊粉じんの測定の仕方、または換気量の基準やそういった技術的な内容について、専門家がアドバイスするというような仕組み、またそういう浮遊粉じんなどの測定支援ということで、測定器の貸し出しというようなことも無料で行っています。</p> <p>申し込み先は、宮城労働局の健康安全課ですので、もしご利用またはご相談なされたいということであれば、こちらのほうにご案内いただければ、大変行政としてもありがたいなと思っております。以上です。</p>
辻委員長	<p>本当に重要な、大事な情報提供ありがとうございました。ぜひ委員の先生方、ご関係のところにもまたお伝えいただいて、ぜひそういった助成もいただきながら、受動喫煙防止を進めていただきたいと思います。どうもありがとうございます。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。ないようですので、以上で議事を終了させていただきます。本日は非常に活発なご意見をいただきましてどうもありがとうございました。では事務局に進行を引き継ぎます。</p>
進行	<p>以上をもちまして、平成25年度第2回仙台市地域保健・保健所運営協議会を閉会いたします。</p>
	—了—

平成 年 月 日
署名委員